

## 低入札調査基準価格を下回った入札に係わる取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、適正な施工を確保する観点から、ダンピング受注の排除を図るため、低入札調査基準価格を下回る価格による入札（以下「低入札」という。）があった場合の措置について定めるものとする。

(入札参加制限)

第2条 低入札をした者に対しては次の措置を講ずるものとする。

(1) 簡易調査を経て落札候補となった者及び失格判断基準に該当する者（以下「低入札候補者等」という。）は、当該入札案件の開札後、すでに入札済の工事及び業務で、開札順位が当該入札案件より下位の案件について落札候補者となることはできない。

(2) 低入札候補者等以外の低入札をした者に対しては、低入札に関する警告通知（様式-1）を発する。

(3) 簡易調査を経て落札した者及び低入札価格調査により失格した者（以下「低入札受注者等」という。）並びに第5号に規定する低入札に関する警告期間内に再度低入札をした者に対しては、入札参加制限通知（様式-2）を発する。

(4) 入札参加制限通知の発送の日から2月間は、入札に参加することはできない。なお、次号に規定する低入札に関する警告期間内に再度低入札をした場合は、入札に参加することができない期間を4月間とする。

(5) 低入札に関する警告通知の発送の日及び入札参加制限の期間が満了する日の翌日から3月間を、低入札に関する警告期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格の事前公表を行わない工事においては、次の措置を講ずるものとする。

(1) 低入札をした者に対しては、低入札に関する警告通知を発する。この場合において、警告の有効期間は3月間とする。

(2) 低入札に関する警告期間内に入札した案件において、低入札受注者等となった場合は、入札参加制限通知を発する。

(3) 入札参加制限通知の発送の日から1月間は、入札に参加することはできない。

3 同日入札等において、第1項に係わる処分と第2項に係わる処分が重複した場合は、第1項に係わる処分を優先し、第2項に係わる処分は行わないものとする。ただし複数の低入札に関する警告通知が発せられた場合においては、最も日付の新しい警告通知の警告期間を有効な警告期間とする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない特段の事情があるときは、入札参加制限期間を短縮し、又は入札参加制限を行わないことができるものとする。この場合において、次条の規定は適用しない。

(契約に関する措置)

第4条 低入札価格調査を経て落札した業者と契約する場合は、次の措置を講ずるものとする

- (1) 履行保証割合(契約の保証の額)を10分の3以上とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第4条第2項及び第4項並びに第45条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
- (2) 前払金支払割合を10分の2とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。
- (3) 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務づけられている工事については、当該工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く)を満たす技術者(以下「補助技術者」という。)1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。
- (4) 補助技術者は、CORINS登録時には、「担当技術者」として登録するものとし、以降の実績としては担当技術者として取り扱うものとする。
- (5) 大仙市請負工事監督事務処理要領運用基準に規定する重点監督を行うものとする。
- (6) 工事完了時において、別に定める「工事コスト調査」に協力しなければならない。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この訓令は、平成23年3月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日までに、大仙市入札参加にあたっての留意事項の規定によりなされた処分その他の行為は、なお従前の例による。

附則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日までになされた処分その他の行為は、なお従前の例による。

附則

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。